

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会の開催について

法務省民事局

1 趣旨

近年、所有者を特定したり、その所在を把握したりすることが困難な、いわゆる所有者不明土地への対応は、公共事業の用地取得や、農地の集約化、森林の適正な管理を始め、様々な分野で問題となっている。

複数の者が共有する私道についても、補修工事等を行う場合に、民法の共有物の保存・管理等の解釈が必ずしも明確ではないため、事実上、共有者全員の同意を得る運用がされており、その結果、共有者の所在を把握することが困難な事案において、必要な補修工事等の実施に支障が生じているとの指摘がされている。

こうした指摘を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（本年6月9日閣議決定）等においても、所有者を特定することが困難な土地の適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化等について、関係省庁が一体となって検討を行うこととされた。

そこで、国土交通省等と連携して、共有私道の工事等の同意に関して支障が生じている具体的な事例を収集・整理し、民法や各種法令において同意を得ることが求められる共有者の範囲を明確化するため、学識経験者や実務家等の協力を得て、標記研究会を設置することとした。

2 構成・運営等

- (1) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 研究会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局の協力を得て、法務省民事局において処理する。
- (4) 前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項等の必要な事項は、研究会が定める。

(別紙)

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会委員名簿

(敬称略, 委員については五十音順)

座 長

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松 尾 弘

委 員

早稲田大学大学院法務研究科教授

秋 山 靖 浩

上智大学法学部教授

伊 藤 栄 寿

神戸大学大学院法学研究科教授

角 松 生 史

司法書士

白 井 聖 記

弁護士

野 村 裕

土地家屋調査士

丸 山 晴 広

関係官

法務省民事局参事官

大 谷 太

法務省民事局付

川 畑 憲 司

法務省民事局付

渡 部 み どり

国土交通省土地・建設産業局企画課長

須 藤 明 夫